

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 5 年 11 月 7 日提出

案件担当 部 課 等	市長室
案件名称	三崎漁港（本港地区及び新港地区）海業振興を目指す用地利活用プロジェクト実施事業者選定審議会条例の基本方針について
部門経営 部会 審議した日	—
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<p>審議依頼事項</p> <p>三崎漁港（本港地区及び新港地区）海業振興を目指す用地利活用プロジェクト実施事業者選定審議会条例の基本方針を別紙のとおり決定することについて</p>	
<p>現状と課題</p> <p>三浦市が昭和 60 年から地域活性化のキーワードとして掲げてきた「海業」が、令和 4 年に国の水産基本計画・漁港漁場整備長期計画に位置付けられたことを契機として、本市では、令和 5 年を海業元年として、海業による地域活性化にさらに注力して取り組んでいるところである。</p> <p>現在、三崎漁港（本港地区及び新港地区）では、サンポート三崎の廃業や、超低温冷蔵庫の建替等による水産機能の集積など様々な動きがあるほか、老朽化したうらりマルシェの改修などが課題となっている。</p>	

案件担当部課等の見解

三崎漁港を取り巻く状況や課題を解消するため、水産業・海業の振興と密接な連携を図りながら、うらりマルシェの改修及び三浦市が指定する事業用地を活用して、海業により滞在時間の延長や、老朽化した既存集客資源の更新力による魅力の向上、地区の活性化を図り、三崎漁港の魅力を高めることを目的として、「三崎漁港（本港地区及び新港地区）海業振興を目指す用地利活用プロジェクト」を実施する必要があると考える。

本条例は、当該プロジェクトの企画・整備・運営を安定的、かつ、確実に実行できる事業者の選定を行うことを目的として、事業者選定審議会を設置するものである。

以上のことから、別紙基本方針のとおり三崎漁港（本港地区及び新港地区）海業振興を目指す用地利活用プロジェクト実施事業者選定審議会条例を制定したい。

審議決定後は、令和5年第4回三浦市議会定例会に議案として提出することとしたい。

総合計画及び予算との関係

- 大綱 2 住み心地のよい都市をめざして～暮らしを支える
- 目標 2 特色ある住宅地の整備
- 施策 1 ライフステージ・ライフスタイルに応じた多様な居住の促進

備考

説明員 小林市長室統括課長、鈴木市長室主査